

## 富士市救急医療センター指定管理者候補者の審査結果について

富士市救急医療センターの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者について、審査項目に基づき厳正に審査した結果、次のとおり候補者を選定した。

## 1 施設の概要

施設の名称	富士市救急医療センター
設置目的	夜間、祝休日等における救急患者に対し、内科、小児科及び外科の一次救急医療機関として適切な医療の提供を図り、市民の生命及び健康を保持することを目的とする。
所在地	富士市津田217番地の2
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
敷地面積	2,413.90m <sup>2</sup>
延べ床面積	887.40m <sup>2</sup> (1階: 542.52m <sup>2</sup> 2階: 344.88m <sup>2</sup> )
施設構成	1階: 待合室、受付・会計・薬局、事務室、内科・小児科診察室、内科・小児科処置室、観察室、外科診察室、外科処置室、シャワー室、レントゲン室、薬品庫、職員控室 2階: 内科・小児科医師当直室、リネン室、カルテ保存室、研修室、役員控室、医局、外科医師当直室、控室(和室)、男子職員更衣室、女子職員更衣室、シャワー室
竣工年月日	昭和63年 2月10日 (内科・小児科施設) 平成 4年 3月16日 (外科施設)

## 2 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者となる団体の適格性を判断するため、外部有識者等からなる「富士市福祉保健施設指定管理者選定評価委員会」を開催し、同委員会において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング形式による質疑応答)により、総合的に評価・選定を行った。

## 3 指定管理者選定評価委員会による審査

委員会の開催	第1回 選定評価委員会 令和7年7月25日(金) 第2回 選定評価委員会 令和7年8月27日(水)
委員構成	委員長 秋山 喜英(元市職員) 委員 佐藤 順仁(NPO法人富士市手をつなぐ育成会 理事) 委員 後藤 幹生(静岡県富士保健所長) 委員 畑村 勇次(公認会計士) 委員 坂本 忠久(スルガ銀行富士吉原支店長)

応募者	一般社団法人 富士市救急医療協会																																							
選定に当たって重視する事項	夜間、祝休日等における救急患者に対し、内科、小児科及び外科の一次救急医療機関として適切な医療の提供を図り、市民の生命及び健康を保持するという設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営を効果的、効率的に行うことができること。																																							
指定管理者に求めるレベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間、祝休日等における救急患者に対し、内科、小児科及び外科の一次救急医療機関の指定管理者としてふさわしい運営方針と意欲を持っていること。</li> <li>・救急医療に係る各機関との密な連携による救急医療体制の確保及び利用者が安心して受診できる施設運営を実現する業務計画及びサービス向上策を持っていること。</li> <li>・施設の適切な衛生管理、維持及び保守並びに利用者の安全管理のための施策を持っていること。</li> <li>・安定した事業運営のための収支計画を持っていること。</li> <li>・適切なサービスの提供及び利用者の安全確保のための組織、人員体制及び緊急時の対応策を持っていること。</li> </ul>																																							
審査項目及び配点	<p>上記「重視する事項」及び「指定管理者に求めるレベル」の充足度を総合的に評価するため、次のとおり審査項目及び配点を設定した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">指定管理に係る基本方針 (配点 20点)</td> <td>事業への参加動機、意欲</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>施設の特性や課題を踏まえた指定管理の取組方針</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>指定期間満了までの目標及び達成に向けた考え方</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運営管理業務に 関すること (配点 27.5点)</td> <td>基本的な運営内容</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>利用者サービスの向上策</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>自主事業に係る提案事項</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">維持管理業務に 関すること (配点 15点)</td> <td>施設の衛生管理の実施方法</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>施設の保守点検、維持修繕の実施方法</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>利用者の安全確保策</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">収支に関するこ と (配点 15点)</td> <td>支出について</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>利用料金について</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">業務の実施体制 に関するこ と (配点 22.5 点)</td> <td>適切な管理運営のための組織体系及び 人員体制</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>人材育成の考え方</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>リスクマネジメントの考え方</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>	大項目	審査項目	配点	指定管理に係る基本方針 (配点 20点)	事業への参加動機、意欲	5	施設の特性や課題を踏まえた指定管理の取組方針	7.5	指定期間満了までの目標及び達成に向けた考え方	7.5	運営管理業務に 関すること (配点 27.5点)	基本的な運営内容	10	利用者サービスの向上策	10	自主事業に係る提案事項	7.5	維持管理業務に 関すること (配点 15点)	施設の衛生管理の実施方法	5	施設の保守点検、維持修繕の実施方法	5	利用者の安全確保策	5	収支に関するこ と (配点 15点)	支出について	10	利用料金について	5	業務の実施体制 に関するこ と (配点 22.5 点)	適切な管理運営のための組織体系及び 人員体制	7.5	人材育成の考え方	7.5	リスクマネジメントの考え方	7.5	合計		100
大項目	審査項目	配点																																						
指定管理に係る基本方針 (配点 20点)	事業への参加動機、意欲	5																																						
	施設の特性や課題を踏まえた指定管理の取組方針	7.5																																						
	指定期間満了までの目標及び達成に向けた考え方	7.5																																						
運営管理業務に 関すること (配点 27.5点)	基本的な運営内容	10																																						
	利用者サービスの向上策	10																																						
	自主事業に係る提案事項	7.5																																						
維持管理業務に 関すること (配点 15点)	施設の衛生管理の実施方法	5																																						
	施設の保守点検、維持修繕の実施方法	5																																						
	利用者の安全確保策	5																																						
収支に関するこ と (配点 15点)	支出について	10																																						
	利用料金について	5																																						
業務の実施体制 に関するこ と (配点 22.5 点)	適切な管理運営のための組織体系及び 人員体制	7.5																																						
	人材育成の考え方	7.5																																						
	リスクマネジメントの考え方	7.5																																						
合計		100																																						

審査結果	1 項目ごとの評価
	項目ごとに評価点を設定し、採点を行いました。
	指定管理者候補者に選定された事業者に対する評価の概要は次のとおりです。
	(1) 指定管理に関する基本方針（20点中 14.8点） 一次救急医療機関として救急医療センターが担うべき体制を堅持し続けるという目標、本事業への参加意欲、本事業の特性及び課題を踏まえた取組方針などが事業計画書において示されています。 また、仕様書に記載した安定的かつ効率的な施設運営、市民サービスの向上及び救急医療体制の確保等の基本方針と現状が合致しているか課題を把握し、施設に適した取組が示されていることが求める水準を満たしていると評価されました。
	(2) 管理運営業務に関する事（27.5点中 19.5点） 一次救急医療の診療業務、会計等診療に付随する業務、サービスの向上のための取組、自主事業の企画及び実施について示され、大雨や電車の遅延等にも医師を確保するなど、一次救急医療の維持に努力する姿勢が評価されました。
	(3) 維持管理業務に関する事（15点中 10.2点） 施設清掃業務、廃棄物処理業務、警備業務、施設保守・修繕業務及び施設管理保守点検業務については、それぞれ専門業者へ委託することにより施設の機能を適切に維持するための手段が十分確保されており、求める水準を満たしていると評価されました。
	(4) 収支に関する事（15点中 9.8点） 事業計画書において指定期間における収支及び指定管理料、利用料金について示されている。受託事業費については、医師報酬等の入件費が全体の約4分の3余を占める一方、診療報酬収益は利用者数の増減により大きく変動するため、事業者の裁量は限られます。 その状況下では固定化された入件費の削減は難しいところですが、必要最低限の人員で施設を運営し、入件費以外の経費削減については、医薬材料及び消耗品等の精査や、個々職員の節電等への取組意識の改善による光熱費等の削減に向けた努力がされており、安定した事業運営に向け、求める水準を満たしていると評価されました。
	(5) 業務の実施体制に関する事（22.5点中 平均17.1点） 深夜帯の調剤が薬剤師不在でやや不安があると指摘されましたが、現在試行的に連休中や年末年始等の繁忙期の深夜帯に薬剤師を配置することで、調剤時の事故を防止し利用者の安全確保を図っており、今後この試行結果を検証し、更に患者の安全確保の充実を図ろうとする姿勢が評価されました。 医師及び看護師の業務負担が高いことが懸念されますが、組織体制

審査結果	<p>や人員配置、人材育成の考え方、天候不良時の緊急時におけるリスクマネジメント等について示されており、適切なサービスの提供及び利用者の安全確保のための組織、人員体制が、求める水準を満たしていると評価されました。</p> <p>夜間、休日等という特殊な勤務体制を鑑みると、医療スタッフの安定的確保は重要な課題であり、特に医師については、深夜帯並びに土曜、日曜及び休日の診療体制を担う医科大学に対し、設置者と協働して医師派遣の協力要請等を訪問により毎年直接的に行っており、これらの取組が緊急時の円滑な運営体制の確保につながっていると評価されました。</p> <p>2 最終的な審査結果</p> <p>合計得点が評価基準点 60 点以上かつ各委員の平均点が 3 点以上であり、指定管理者候補者としての適格性を有すると認められたため、指定管理者候補者として決定しました。</p>
評価点	71.4 点